

渡部純三局長	<p>御起立願います。</p> <p>開会に先立ちまして、昨年12月23日に御逝去されました生石地区の崎山孝司委員の御冥福をお祈りし、哀悼の意を表すため、黙とうを捧げたいと思います。よろしく願いいたします</p> <p>黙とう、お直りください。</p> <p>改めまして、礼。御着席ください。</p>
寺井克之会長	<p>只今より、第269回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には小野地区の宮内委員と、栗井地区の樋野委員のお二人をお願いいたします。また、地元説明のため久枝地区の野本推進委員に御出席を願っています。よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第7号までの7件の議案が提出されております。それでは、議案第1号～第3号までを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。令和7年11月27日～令和7年12月22日までに専決処理した案件は第1号議案の4条届出が3件、第2号議案の5条届出が20件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>引き続き、議案第3号を御報告いたします前に議案の訂正をお願いいたします。1番の賃借人に記載されている「ほか15名」の位置に誤りがありました。被相続人赤崎岩太郎の後ろに記載されている「ほか15名」を削除し、相続人池本結の後ろに「ほか15名」と記載をお願いいたします。正しくは、被相続人赤崎岩太郎、相続人池本結ほか15名でございます。訂正をお願いいたします。それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は第三者に譲り渡すとしており、後ほど第4号議案「農地法第3条許可申請」において御審議いただくこととなっております。離作補償は無いとしています。</p>

	<p>2番、3番は関連する案件でございますのであわせて御説明いたします。本件は、中間管理機構を通じ、令和4年2月1日に設定された賃借権でございます。本件は、畑地帯総合整備事業の計画変更に伴い、別の借り手が耕作することになったため合意解約が成立したものです。離作補償は無いとしております。</p> <p>4番、本件は、農地法第3条により設定された賃借権です。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は売却を予定しています。離作補償は無いとしております。</p> <p>5番、本件は、残存小作でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は売却を予定しています。離作補償は無いとしています。</p> <p>6番、本件は、残存小作でございます。本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が管理するとしています。離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。次に、議案第4号を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、議案内容を御説明いたします。御手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、あわせて御覧ください。</p> <p>まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件3件を、一括にて御説明いたします。7ページの1番、8ページの11番、9ページの13番の譲受人は新規農業者です。この度、申請地を取得若しくは借受け、新たに農業経営を始めたいとしております。本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、その他の案件を御説明します。</p> <p>2番、譲受人は、農地約15アールを耕作する農家でございます。</p>

この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人は、農地約16アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は、農地約27アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、譲受人は、農地約73アールを耕作する農家でございます。

この度、自作地に隣接する申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は、農地約108アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約88アールを耕作する農家でございます。

この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は、農地約132アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約54アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、農地約137アールを耕作する農家でございます。

この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11番は、新規農業の案件です。

12番、譲受人は、農地約41アールを耕作する農家でございます。

この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番は、新規農業の案件です。

以上でございます。

寺井克之会長

それでは、地元委員から補足説明をお願いします。新規農業の案件は3件で、1番、11番、13番であります。

1番は、所在地が小野地区でありますので宮内委員から説明をお願いします。

宮内祥二郎委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、小野地区にお住まいで、この度、同地区内の農地を使用貸借により借受け、新規に農業経営を始めるものです。これまでも親元での農業経験もあり、地区審査においても、農業に対する意欲や地域の担い手として活躍も期待できることから、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>11番は、所在地が難波地区でありますので高橋委員から説明をお願いします。</p>
高橋清委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、難波地区の本申請地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。子供の頃から柑橘の収穫などを手伝っており、近年も両親と共に農作業に従事しています。申請地近くの住宅への引越しも具体的に計画されており、通作に支障もないとのことです。耕作に必要な知識や農業に対する意欲も十分見受けられましたので、地元としては、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>13番は、所在地が東中島地区でありますので松村委員から説明をお願いします。</p>
松村博信委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、東中島地区の本申請地を譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。譲受人は、申請地から10分程度の場所に居住し、週に5回程度の通作を予定しています。また中島青年農業者協議会にも入会し、農作業を学んでいます。周辺の農業者との交流を積極的に図っている様子で、農業に対する意欲も十分見受けられましたので、地元としては、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p>

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。
次に、議案第5号を議題とします。事務局の説明を求めます。

山岡美明副主幹

恐れ入りますが、議案書の訂正を2箇所お願いいたします。

まず議案書10ページの2番、譲渡人が「松澤孝行」となっておりますが、正しくは「松澤孝行 ほか1名」です。「ほか1名」の追記をお願いいたします。

次に11ページの5番、土居町561番の現況地目が畑の誤りでした。5番の一番上の段の現況地目を「田から畑」に訂正をお願いします。

それに伴いまして、目次の訂正もごさいます。表紙を1枚めくっていただいて、目次を御覧ください。農地法第5条許可申請の段、田の筆数を「11から10」へ、面積を「7543から6590」へ訂正願います。また、同様に、畑の筆数を「7から8」へ、面積を「2897から3850」へ訂正をお願いします。正しくは、田の筆数から右へ順番に、「10、6590、8、3850」です。訂正をお願いします。

それでは、御説明いたします。議案書10ページを御覧ください。

1番は本人保留となりました。

2番、本件申請地の内、鷹子町180番3は、貸住宅を目的として、平成元年12月18日付にて既に農地法5条の許可を受けています。しかし計画が頓挫したもので、この度、事業計画変更と同時に、隣接する農地と共に新たな許可申請を行うものです。譲受人は、申請地近隣に居住し、申請地の隣接地を耕作する農業者です。今後の生活資金を確保するため、申請地を譲り受け、貸露天駐車場として転用したいと申請に及んだもので、すでに過半数の予約を近隣の事業者や住民からもらっています。本申請地の農地区分は、伊予鉄道鷹子駅から、おおむね300メートル以内に位置することから、第3種農地と判断されます。

3番、本件受人は、小規模保育園を運営する特定非営利活動法人で、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定の内示を受けています。そのため、定員の増加及び対象年齢の拡大により手狭となる既存施設の拡張や改修が必要となりました。そこで、既存施設に隣接する本申請地に社会福祉施設を建設したいと申請に及んだものであり、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございませう。本申請地の

農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、おおむね 10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。なお、本申請は、優良農地の案件ですので、今月 28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

5番、本件受人は、松山市土居町に松山支店を置き、自動車の販売、整備等を行う法人です。現在のところ順調に売り上げを伸ばしていますが、駐車スペースの不足により入庫制限を行っている状況です。そこで、既存施設に隣接する本申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものでありますが、都市計画法上では既存施設の拡張に該当するため開発許可が必要であり、また、許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、申請面積が 1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

6番、本件受入 2名は、現在医療機関に勤務する小児科医と調剤薬局を運営する法人です。この度、他の地域と比較して小児科が不足している地域に新たに小児科を開業すると共に調剤薬局を併設したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請面積が 1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

7番、本件受人は、訪問看護ステーションなどを運営する一般社団法人です。この度、有料老人ホームや類似店舗の少ない地域である本申請地に有料老人ホームを建設し、地域における高齢者が生きがいを持ちながら健全で安らかな生活を送る機会を提供したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請面積が 1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

	<p>8番、本件受人は、堀江地区に本店を構え、増改築・リフォーム工事等を行う法人です。現在、業務に使用する資材を各工事現場に仮置きするなどして対応していますが、業務量の増大に伴い支障をきたしています。そこで、本申請地を露天資材置場、露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>5番、6番の案件は、それぞれ1,000平方メートルを超える案件で、所在地が石井地区でありますので、戒能泰隆委員から2件続けて説明をお願いします。</p>
戒能康隆委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は土居町に支店を置き、県下一円を事業エリアとして自動車販売・整備を行う法人です。平成14年に営業を開始し、順調に売り上げを伸ばしているが、駐車スペースの不足により入庫制限や入庫車両の誘導などに人員や時間を要し、作業効率の低下が著しく、この度、隣接する本申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。地元土地改良区とも協議済みであり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p> <p>2番目は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は中予管内の病院に勤める小児科医と松山市内に本店を置き薬局等の経営を行う法人です。申請地である星岡地区では他の地区に比べ小児科医が少ないことから、申請地に新たに小児科を開設するもので、また、あわせて、同一敷地内に調剤薬局を併設することで、より安全で質の高い医療の提供が見込まれます。地区審査において、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>続きまして7番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で、所在地が久枝地区でありますので、野本推進委員から説明をお願いします。</p>

野本正志推進委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、訪問看護ステーションを営む法人であります。今般、当地区では店舗が少ない有料老人ホームを建設したいと申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。なお、4番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号を議題とします。御審議をいただく前に、お願いがございます。本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
越智徹主査	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、権利設定及び所有権移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。</p> <p>まず、12ページからの権利設定に関するものが9件、次に16ページからの所有権移転に関するものが8件ございます。最後に17ページから権利移転に関するものが8件ございます。</p> <p>12ページ1番の譲受人は332アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>2番の譲受人は約261アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営</p>

規模を拡大するとしています。

3番の譲受人は、38アールを耕作する農業法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

13ページ4番の譲受人は、529アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

5番の譲受人は、98アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

6番の譲受人は、109アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

7番の譲受人は、以前から亡祖父の農地で農業を営むことにより、認定農業者となっており、現在、耕作面積はありません。地域計画においても、地域の農業を担う者として位置づけられている者であることから、中間管理事業法による利用権設定を利用できるため、今回、賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

8番の譲受人は、109アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

9番の譲受人は、150アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

16ページからは所有権移転になります。

10番の譲受人は約231アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

11番の譲受人は、約55アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

12番の譲受人は、約224アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

13番の譲受人は、約192アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

14番の譲受人は、以前から特定農作業受委託を行うことにより、認定農業者となっており、現在、耕作面積はありません。地域計画においても、地域の農業を担う者として位置づけられている者であることから、中間管理事業法により、樹園地を売買により取得し、経営基盤を強化するとしています。

15番の譲受人は、新規就農のための研修中であり、現在、耕作面積はありません。認定新規就農者となる予定であることから、中間管理事業法により、田を売買により取得し、経営基盤を強化するとしています。

16番の譲受人は、約56アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経

	<p>営規模を拡大するとしています。</p> <p>17 番の譲受人は、約 197 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>17 ページからは権利移転になります。</p> <p>18 番～20 ページ 25 番までの案件は、全て利用権設定がされた農地を、農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められております。なお、転貸することについて意見を求められた農地は全部で 36 筆、総面積 32,397 平方メートルで、設定されている権利は全て賃借権です。</p> <p>なお、今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>貸借権等の権利の開始は令和 8 年 3 月 1 日の予定です。</p> <p>また、所有権移転の移転時期は令和 8 年 2 月 27 日の予定です。</p> <p>所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようなっております。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 7 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは御報告いたします。令和 7 年 11 月 27 日～令和 7 年 12 月 22 日までに、専決処理した案件は 12 件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>これにて、本日の提出議案7件の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
<p>越智徹主査</p>	<p>私から、連絡事項がございます。</p> <p>1点目、生石地区の崎山農業委員が令和7年12月23日に御逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。農業委員会互助会より、香典、お花、弔電をお渡ししましたので御報告させていただきます。</p> <p>また、和気地区の森川推進委員のお父様が令和7年12月7日に御逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。農業委員会互助会より、お香典をお渡ししましたので、御報告させていただきます。</p> <p>2点目、1月19日および20日の2日間に渡って、農業会議と愛媛県農業委員会職員研究協議会が主催の研修会があります。役員および事務局で出席いたしますので、周知させていただきます。</p> <p>3点目、委員研修会についてです。1月5日に案内文書も送付させて頂いておりますが、改めてご案内させていただきます。令和8年1月30日金曜日の午後1時30分から、松山市役所本館11階大会議室にて開催いたします。御出席のほどよろしくお願いいたします。なお、欠席される方は1月16日までに事務局まで御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>4点目、改選についてです。令和8年4月に募集を行う予定ですので、地元の調整をよろしくお願いいたします。調整の中で女性農業委員の選任も検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、次回の総会の日程です。</p> <p>通常総会となります第270回総会は、令和8年2月10日 火曜日 午前10時30</p>

分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。
連絡事項は以上です。

寺井克之会長

以上をもちまして、本日の第269回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立を願います。礼。

午前10時59分閉会

議事の正確を期するため署名する。

令和8年1月9日

会 長

議事録署名人

議事録署名人